

浄化槽の維持管理をしっかりと

浄化槽は、微生物の働きを利用して、汚れた水をきれいにする装置です。住みよい暮らしや美しい環境を守るためにも、浄化槽に関する正しい知識を持つことが大切です。

義務づけられている

維持管理

浄化槽の使用者（管理者）は、保守点検と清掃を定期的に行うことが、浄化槽法により義務づけられています。保守点検とは、浄化槽の異常や故障などを早期発見し予防措置をとることで、清掃とは、汚泥を取り除き装置類をきれいに洗うことです。これらの維持管理は、悪臭の発生を防ぎ、機能を正常に保つためにも重要な作業です。

浄化槽パトロールを

実施します

市内では、六千九百三十四基、全体の二〇%以上がいまだ保守点検がされていません。県と浄化槽協会の協力で、浄化槽パトロールを九月下旬から十月上旬にかけて実施し、保守点検をしていない家庭などを指導していきます。

ぜひ、これを機会に浄化槽の保守点検と清掃の重要性について見直してみましょう。

★問い合わせ★

委託契約を

結びましょう

保守点検や清掃などの記録は三年間保存しなければならないことになっています。

維持管理はあらかじめ専門業者などと委託契約を結んでおけば、定期的に実施され、記録票をもらえるので面倒ではありません。

維持管理が適正に行われないと、次第に浄化槽の機能が低下し、環境汚染の原因となります。また、故障箇所を早目に修理しないと、機能を正常に戻すために、かえつて余分な費用がかかることがあります。

古紙を出す時間

古紙は必ず八時三十分までに出すようにしてください。また、回収は各品目ごと車両をかえて回ります。

古紙は必ず八時三十分までに出すようにしてください。また、回収は各品目ごと車両をかえて回ります。

★問い合わせ★

古紙の出し方にご協力を

平成九年四月から始まった古紙回収ですが、当初の予想を上回る古紙が回収され、改めて市民の皆さんのリサイクルに対する意識の高さを感じられます。

しかし、決められた出し方について徹底されていない部分が見受けられますので、確認してみてください。

新聞紙の中に、雑誌や紙箱などがまざって出されています。新聞紙と雑誌などは分別して出してください。また、シール類やビニールコート紙などの特殊な紙もまざっています。これらは燃えるごみとして出してください。

集積場所での分類

集積場所に雑然と出されているため回収に時間がかかっています。回収作業がスムーズに行えるよう集積場所でも品目ごとに分類して出してください。

※集積場所での分類をあらわす札を作成しています。必要な町内会（区）は町内会（区）長が申し出てください。また、集積場所のスペースの問題がありますたら連絡をしてください。

平成9年と10年の古紙量

